

千葉市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成30年11月20日

千葉市監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	中	島	賢	治
同	山	本	直	史

30千総業第234号

平成30年11月19日

千葉市監査委員 清水 謙司 様
同 宮原 清貴 様
同 中島 賢治 様
同 山本 直史 様

千葉市長 熊谷 俊人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年度及び平成28年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 廃棄物対策に係る監査結果について

II - 4. 廃棄物指導業務について

3. 産業廃棄物対策事業について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>② 代執行に伴う各手続の不備について</p> <p>ウ. 排出事業者に対する自主撤去・自主納付交渉について【産業廃棄物指導課】（報告書 P190）</p> <p>市は、不適正排出事業者及びその排出量を特定した後、排出事業者 289 社に対して自主撤去又は費用納入を依頼し、費用納入を希望した事業者に対しては、排出量から一定割合減少した金額を基準として自主納付の交渉を行っている。ただし、全額の請求に何ら異議を述べなかつた事業者に対しては全額の負担を求め、減額申請を申し入れた事業者に対してだけ、一定基準の減額を交渉妥結ラインとして納付交渉を行っている。その結果、費用納入を希望した事業者 64 社の総排出量は 1,629.7 m³であるのに対し、これらの事業者に対して費用負担を求めた量の合計は 622.7 m³であり、約 2,299 万円の費用負担を事実上免除している。</p> <p>なお、市では、減額基準につき、収去したマニフェストの総合計量と残存廃棄物を比較し、一定割合は正常な処理がされた可能性があるとして、正常な処理がされた可能性のない一部についてのみ費用負担を求める旨の決定を行っている。</p> <p>市は、収去したマニフェストの総合計量と残存廃棄物の量から一定割合は正常な処理がされた可能性があるとし、自主納付希望者に対して減額基準を設けて納付交渉を行っている。一方で、自主撤去に応じた事業者及び何ら異議を述べない自主納付希望者については全部・全額の負担を求めている。</p> <p>これは、異議を述べた者は負担が減り、異議を述べない者については多くの負担を求めるという不平等な取扱いであり、公平の原則に反する。市は、一定割合は適正処理がされた可能性がある」と主張</p>	<p>自主納付については、排出事業者の任意の協力であり、マニフェスト（産業廃棄物管理票）等に基づき、責任追及が可能な範囲を見極めたうえで、適切に協力依頼を行った。</p> <p>なお、自主撤去・自主納付や措置命令に応じなかつた事業者に対して行った納付命令については、一律にマニフェストにより適正処理を確認できなかつた排出量に基づき、負担を求めた。</p> <p>今後、同様の代執行の事案が発生した場合には、平等の観点も踏まえつつ、適切な対応を図ることとしたい。</p>

するが、その主張立証は事業者が行うべきである。
また、事業者の主張立証責任を負担させるのが酷だ
と考えるのであれば、一律減額基準に従って減額し
たものを請求すべきである。

なお、本件では、減額基準に従って納付交渉を
し、減額が認められた事業者は、いずれも経営上の
理由によるものであり、既に適正処理されたことを
理由として減額を行った者はいない。

今後は、公平の原則に従い、各債務者を平等に
取り扱うよう要望する。

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

Ⅲ リサイクル推進に係る監査結果について

Ⅲ-1. 資源物のリサイクル推進について

8. 集団回収事業(古紙・布類の資源化の推進)について

(3) 結果

監査の結果(指摘事項の概要)	講じた措置
<p>③ 資源物の回収の形態について【収集業務課】 (報告書 P215)</p> <p>1 団体あたりの世帯数が拠点回収と戸別回収で著しい差がないと仮定すれば、資源物をより多く回収するためには、拠点回収よりも戸別回収による形態を採用することが望ましいものと考えられる。しかし、収集業務課において上記の表の1 団体あたりの回収量及び補助金額を把握しているが、戸別回収は、拠点回収に比して回収効率が悪いいため、住民の高齢化等により、拠点回収場所への運搬が困難であるなど、特別な取扱いが必要な場合のみ認めることとしている。</p> <p>現在の補助金交付要綱では、集団回収に対する補助金交付を前提としているため、拠点回収に対する補助金交付については問題ないものと考えられるが、戸別回収に対する補助金交付については、補助金交付の透明性の面で疑義が残るものと考えられる。</p> <p>行政として、補助金交付事務の透明性を高めるために、当該補助制度の開始当初から例外を認める合理性が明らかに存在するとした場合には、その運用を補助金交付要綱で明確に規定されたい。</p> <p>また、収集業務課において、戸別に資源回収を実施した結果が拠点回収の場合の回収量より多いという結果について分析し、資源物の集団回収等の仕組みに対する見直しを行うよう要望する。</p> <p>具体的には、回収形態別に1 世帯あたりの資源物の平均回収量を算定し、比較分析を行う。いずれの回収形態が資源物の回収量の増加にとって効果的であるのか、資源回収業者の手間などのコストを加味しても、戸別に資源物を回収したほうが、</p>	<p>資源物の集団回収の仕組みに対する見直しについて検討した結果、拠点回収団体に比べると、戸別回収団体の方が1 団体あたりの回収量が多い傾向にはあるものの、資源回収業者による回収作業の負担増大や、回収までの時間が長くなることによる市民の負担感増大への配慮、また地域活動活性化の観点から、今後、拠点回収を中心に事業を進めていくこととし、活動団体への補助金交付は拠点回収のみとする方針を平成29年9月に決定した。</p> <p>ただし、活動団体が拠点回収への移行について検討する期間を設け、平成34年4月から拠点回収団体のみへの補助金交付とする予定である。</p> <p>※当該措置と関連する措置 http://www.city.chiba.jp/somu/joho/kaikaku/documents/h27shit eki_3-1-2.pdf</p>

より多くの資源物をより経済的に回収できるのか等について、総合的に分析し判断することが重要であるものとする。その結果を踏まえて、資源物の集団回収の仕組みに関する見直しを検討することが必要である。

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

第3 外部監査の結果

第3-3 外部監査の結果：各論

1 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

2. 千葉市桜木園について

(5) 医薬品の管理について

③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置					
<p data-bbox="153 656 786 734">ア. 実地棚卸結果の会計責任者への報告について【千葉市桜木園】（報告書 P109）</p> <p data-bbox="181 790 786 913">千葉市社会福祉事業団経理規程によると、棚卸資産の評価及び管理に関して次の条項が規定されている。</p> <table border="1" data-bbox="153 913 786 1227"><tr><td data-bbox="172 925 507 960">(棚卸資産の評価及び管理)</td></tr><tr><td data-bbox="153 969 347 1005">第45条（略）</td></tr><tr><td data-bbox="153 1014 786 1137">2 会計責任者は、毎会計年度末において棚卸資産の実地棚卸を行い、正確な残高数量を確かめなければならない。</td></tr><tr><td data-bbox="153 1146 252 1182">3 （略）</td></tr><tr><td data-bbox="153 1191 252 1227">4 （略）</td></tr></table> <p data-bbox="153 1238 786 1451">千葉市桜木園では、毎会計年度末において棚卸資産の実地棚卸を行っている。しかし、実施棚卸は、調剤所（薬局）に配置された薬剤師1名で行われているが、その実地棚卸の結果について、会計責任者へ報告されていない。</p> <p data-bbox="153 1462 786 1585">毎会計年度末に実施される医薬品の実施棚卸の結果については、その実施後、所定の様式に基づき速やかに会計責任者へ報告されたい。</p>	(棚卸資産の評価及び管理)	第45条（略）	2 会計責任者は、毎会計年度末において棚卸資産の実地棚卸を行い、正確な残高数量を確かめなければならない。	3 （略）	4 （略）	<p data-bbox="818 790 1436 958">千葉市社会福祉事業団経理規程に基づき、平成28年度決算時より、棚卸資産の実地棚卸の結果について、会計責任者へ決裁により報告を実施している。</p>
(棚卸資産の評価及び管理)						
第45条（略）						
2 会計責任者は、毎会計年度末において棚卸資産の実地棚卸を行い、正確な残高数量を確かめなければならない。						
3 （略）						
4 （略）						

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

第3 外部監査の結果

第3-3 外部監査の結果：各論

1 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について

(2) 利用者預り金の管理について

③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ウ. 預り金状況報告の未実施について【和陽園】 （報告書 P129）</p> <p>和陽園の特別養護老人ホーム（従来型）において、各利用者等に対して、「預り金状況報告」という報告書を作成し、6月末、9月末、12月末及び3月末に収支状況について利用者からの預り金について報告を行い（要綱第13条第1項）、報告内容に関して利用者等が確認した旨の署名を入手している。</p> <p>そこで、平成27年度の「預り金状況報告」を閲覧した結果、2人（通帳管理No.9及び28）の「預り金状況報告」において12月末の収支状況の記載及び確認の署名がなかった（平成27年12月末残高 No.9 13万円、No.28 9万円）。同報告について担当者に預り金等の報告及び提示の状況を確認したところ、担当者の失念により預り金等の報告及び提示を実施していないことが分かった。また、預り金等の報告及び提示に関する業務について確認したところ、担当者が同業務を実施することになっているが、業務を実施したことに関して担当者以外の者による確認を実施することはこれまでなく、そのような認識もなかった。</p> <p>担当者が預り金等の報告及び提示を適正に実施したことについて、和陽園が組織として把握することができない。</p> <p>和陽園は、要綱第13条第1項に規定されている預り金等の報告及び提示のとおり、収支状況について四半期毎に利用者等に報告されたい。</p> <p>和陽園は、預り金等の報告及び提示に関する業務に関して、その業務の遂行を確認し、適切な収</p>	<p>平成28年12月に要綱を改正し、改正後の要綱に基づき、預り金出納責任者（介護長）が、毎月、定例書類（介護保険請求等）の送付と同時に、入所者等へ「個別預金預り金台帳及び個別現金預り金台帳」の写し等を送付することにより、報告を行っている。また、報告の際に管理責任者（園長）の決裁を経ることにより、組織として本件報告事務の管理を行うこととした。</p>

<p>支状況について報告が実施されるように、当該業務の確認を含めた管理を実施されたい。</p>	
---	--